変革期を迎えたエジプトの小麦流通

小麦流通構造と食糧補助制度の変遷

十 屋 一 樹

はじめに

小麦流通構造の変遷 流通に関わるアクター 食糧補助政策の変遷 小麦流通制度と食糧補助制度 おわりに

はじめに

エジプトでは1991年から IMF・世界銀行 主導の経済改革・構造調整政策 (ERSAP) が 実施され,経済部門全体に市場指向の経済政 策の導入が試みられている。1970年代にも民 間部門活性化を目的とした経済自由化が試み られたが,国営企業中心の経済構造に変化を もたらすには至らなかった。それでもその後 1980年代中頃までは外貨収入の増加などによ り高成長を記録したが,石油価格下落などの 影響によって1980年代後半には国際収支の悪 化や対外債務の拡大などマクロ経済は不安定 化した。もはや経済改革は不可避となり,エ ジプト政府は1991年に ERSAP に合意し改革 を実行したのである。農業部門に関しては、 ERSAP 導入に先立つ1987年から改革が始ま った。農業生産の停滞を打破するため、それ までの政府管理による生産・流通制度から民 間活力を主体とするシステムへの転換を目的 とした改革であった。いわば ERSAP を先取 りした改革であり、農業部門は近年のエジプ ト経済自由化の先例となった。

小麦はエジプトにおいて最も重要な基礎食 糧である。平均的なエジプト国民の小麦から の摂取カロリーは総摂取カロリーの3分の1 以上を占め,また1人当たり消費量は世界で 最も多い (Rowntree[1993], Poulin[2002])。 近年のエジプトでは,市販される小麦製品は 主に3種類の小麦粉(バラディ,シャーミー, フィーノ)が使用されていた。種類の違いは 製粉歩留り率であり,バラディは82%,シャ ーミーは76%,フィーノは72%である。最も 安価なバラディと中品質のシャーミーは主に パン用であり,高品質のフィーノはパン以外 にもパスタやお菓子などの原料にもなってい る。また農村部では村内で製粉した全粒粉も 消費されている。しかしながら小麦の自給率 は、その重要性にもかかわらず1960年の約70% から1980年代初めには30%以下まで低下した。 その後農業改革に伴い国内生産が増加し小麦 自給率は約50%まで上昇したが、現在でもエ ジプトは世界最大の小麦輸入国のひとつであ る。小麦部門はどのような発展経路を辿って 現在に至ったのであろうか。本稿では流通面

に焦点を当てて,小麦流通システムの変遷と 実態を分析する。また,小麦流通と密接に関係すると考えられる食糧補助政策についても 検討し,小麦流通構造と食糧補助政策の関係 を考察する。

以下まず第 節で小麦流通構造の変遷をみる。流通過程への政府介入が始まった1940年代からの政府による管理時期と1990年代以降の自由化期に分けて、それぞれの特徴を把握する。第 節では現在の流通に関わるアクターたち(取引業者,製粉所,販売所)の実態と相互関係を明らかにする。第 節では食糧補助制度の変遷を小麦への補助政策に注目しながら整理する。その後第 節で小麦流通構造と食糧補助制度の関係について考察し、最後にまとめとして議論の要約と展望を行う。

小麦流通構造の変遷

1.政府による管理

小麦部門への政府介入は1940年代に始まった。それ以前の小麦の生産・流通は市場に委ねられていたが、1941年の小麦不足を契機として政府は小麦生産面積の規定と販売価格の統制を実施した(Kherallah et al[2000])。その後、時期によっては緩和されたこともあったが、小麦生産・流通に関する政府の統制は徐々に進んだ。特に1950年代は、工業化実現のために都市部住民への安価な食糧供給が指向され、農業部門の統制によって農村から都市への資源移転が図られた(Rowntred[1993])。小麦に関しては、1955年までに公定価格による供出制度が導入された(注1)。1960年代にな

ると各村に農業協同組合が組織され、小麦を含む農産物の生産・流通は農業協同組合の指導下に置かれた。またこの時期には県を越える小麦の流通に供給省の許可が必要となった(Kherallah et al[2000])。

小麦の自給率が低下したのは1960年代であった。1963年に輸入量が国内生産量を上回るようになり、その後ほぼ一貫して輸入量が増加した(Gutner[1999])。また1961年には経済の国有化政策に伴い小麦の輸入についても政府機関が直接行うこととなった。

1970年代は食糧補助金が増加し,それに伴い農産物の流通と輸入に関して政府が大きな役割を担った時期であった。1976年には農業金融機関 PBDAC (Principal Bank for Development and Agricultural Credit)が設立され,農家への信用供与,供出作物の集荷,農業投入財の輸入・販売などを担うこととなった(注2)。しかしながら小麦に関しては,この年から供出は任意となった(注3)。それは農家の生産インセンティブを高めることで生産量増加を目的としたものであったが,販売先は限られており生産増加には結びつかなかった。その後小麦の供出は1985年に再び義務となり,農業改革が実施される1987年まで続いた。

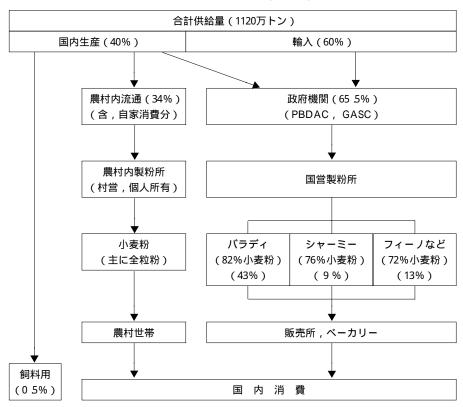
1987年に始まった農業改革は農業生産の停滞を打破することを目的にした包括的なものであった。小麦に関してはまず生産面積の自由化と供出義務の廃止が実施された。また政府の買い入れ価格(任意供出制度下での買い入れ価格)は作付け前に公表されることになり、生産者は最低生産者価格を知ったうえで生産規模を決定できるようになった。このように生産に関しては農業改革政策の初期段階で自由化が進められたが、村外での小麦流通に関

しては政府関与が続き,民間部門の参入が本格的に始まったのは農業改革政策が第2段階に入った1992年以降であった。

小麦の流通自由化が開始された1992年までの流通経路は,農村内での自主流通と食糧補助制度に沿った政府機関による全国的な流通の二つが主なものであった。第1図は流通の自由化が本格化する直前の1991年時点での小麦流通経路を示したものである。国内総消費量は約1120万トンで,そのうち約40%が国内で生産された(注4)。国産小麦の多くは農村内で消費されており,供出によって集荷された国産小麦は国内総消費量の6%程度にすぎな

かった。農村内で消費される小麦の多くは自家消費用であり、一部が村内で売買された。 農村では、小麦は村営または個人所有の小規模な製粉所に持ち込まれ主に全粒粉に製粉された。その際、通常は製粉所が小麦を買い取るのではなく、手数料を取って製粉を請け負った。

政府機関による流通は,国産小麦の集荷は PBDACが,輸入小麦は供給省管轄のGASC (General Authority for Supply Commodities) が担当した。製粉所(ほとんどが供給省傘下 の国営企業)では3種類の小麦粉(82%小麦 粉のバラディ,76%小麦粉のシャーミー,72%



第1図 小麦の流通経路(1991年)

(出所) Craig [1993:488] より筆者作成。

小麦粉のフィーノ)が作られ国営販売所や公認ベーカリーに運ばれた。これら3種類の小麦粉はいずれも食糧補助制度の対象であった。公認ベーカリーでは供給省が定めた基準に従ってパンが作られ公定価格で販売された。最も多く流通していたのはバラディであり,1991年では国内総消費量の約43%,補助金付き小麦粉の約66%を占めた(第1図参照)。

2. 自由化後の流通構造

農村外小麦流通への民間参入は1992年以降に活発になった。県を越えての小麦流通は公式には1987年に自由化されたが,政府機関によって供給される全ての小麦が食糧補助制度の対象で安価だったため,民間部門が小麦の流通・販売に本格的に参入する余地は小さかった。しかしながら1992年にフィーノへの補助金が廃止されたこと,民間部門にフィーノを生産するための小麦輸入が開放されたことを契機に小麦流通部門への民間参入が活発になった。翌1993年にはフィーノに関する規制は全て取り除かれ,製粉・流通・販売などが完全に自由化された(注5)。

フィーノの自由化に伴い製粉過程でも1992年以降に民間参入が始まった。それまでの製粉所は,農村内消費用の小規模な製粉所を除き政府の統制下にあった(注6)。1992年に民間業者によるフィーノ製造用の小麦輸入が始まったが,当初民間業者は輸入小麦を製粉する設備を保有していなかったため,供給省は民間業者が国営製粉会社と契約することを許可した(注7)。その結果,国営製粉会社の設備を借り上げる形で民間業者の製粉過程への参入が始まった。その後1996年までに,国営製粉

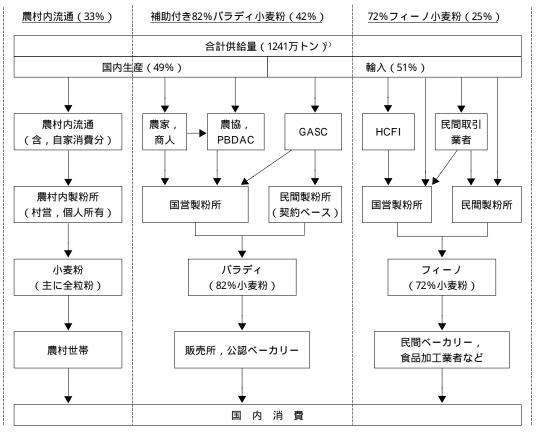
会社のレンタル料の上昇,国営製粉会社自体による輸入小麦の調達・フィーノ生産・販売への参入などもあり,民間業者は自前の製粉設備を建設するようになった(注8)。

自由化後の小麦の流通経路(2001年時点)を示したのが第2図である。1996年にシャーミーが製造中止となったため,市場に流通している小麦粉はバラディとフィーノの2種類となっている。2001年の総供給量は約1241万トンで,そのうち国内生産が49%,輸入が51%とほぼ半々になっている。小麦の流通経路は,(1)農村内流通,(2)食糧補助制度に従った政府機関中心のバラディ流通,(3)民間部門の参入したフィーノ流通の三つに大きく分けられ,それぞれの消費割合は農村内流通小麦約33%,バラディ約42%,フィーノ約25%となっている。

農村内流通に関しては自由化以前と同様である。すなわち農村で消費される小麦の多くは自家消費用であり、一部が農村内で売買される。また村内の製粉所は手数料を取って製粉を請け負う方式となっている。

補助金付きのバラディの流通は政府機関が統制している。自由化以前と同様に国産小麦の集荷はPBDACが,輸入はGASCが主に担っている。しかしながら国産小麦に関してはPBDAC以外にも農業協同組合や民間業者も集荷を行っている。また直接国営製粉所に持ち込まれることもある。バラディの製粉は国営製粉会社と契約民間製粉会社で行われているが,2001年では国営製粉会社での製粉が約9割を占めている。小麦粉は公認の販売所やベーカリーに販売される。公認ベーカリーでは政府の基準に従ってパンが作られ公定価格で消費者に販売される。

第2図 小麦の流通経路(2001年)



(注)1) 在庫を除く。

(出所) Tyner et al.[1999: 42] および Poulin and Abdel-Latif [2002: 5] より筆者作成。

自由化後に出現した新たな経路がフィーノの流通経路である。フィーノ流通には現在国営部門と民間部門が併存している。国営製粉所で製粉される小麦は、国営製粉会社の持ち株会社であるHCFI (Holding Company for Food Industries)による一括輸入以外にも、最近では製粉会社による直接輸入や民間業者による輸入も行われている。しかしながら民間業者によって輸入される小麦のほとんどは、自前の製粉所や契約製粉所で製粉され市場で販売される。国営製粉会社と民間製粉所でのフ

ィーノ製造割合は2001年では約4:6であった。なおフィーノ製造に関しては1996年に輸入小麦のみを使用することとされたため,国営企業・民間業者ともに国内調達は行っていない。

流通自由化後10年間での小麦消費に関しては,総消費量は約10%増加したが各小麦粉の消費割合はそれほど変化がない。農村内での消費が総消費量の約3分の1,補助金付きのバラディが約40%を占めている。フィーノに関しては流通自由化直前の1991年に13%だっ

たものが自由化後10年経過した2001年には25% に増加した。それは1996年にシャーミーの製造が中止され高品質小麦粉がフィーノに一本化されたためと思われる。

流通に関わるアクター

1.取引業者

バラディを製造するための小麦調達は,前述のように,国産小麦は農家・民間取引業者,農業協同組合,PBDACが,輸入小麦はGASCが行っている。しかしながら政府の統制下にあるバラディ用の小麦は,国内調達,輸入にかかわらずGASCが必要量調達の責任機関となっており,PBDACなどはGASCのエージェントとして調達を実施している(注9)。

国産小麦の調達は PBDAC が中心となっ て実施されている。PBDAC は農家から直接, または民間業者や農業協同組合を通じて,政 府により事前に決定された調達価格で小麦を 買い入れる(注10)。その際 PBDAC は1アルデ ブ(150キログラム)当たり3エジプトポンド (以下単にポンド)を集荷・選別・保管などの 手数料として GASC から受け取る (Tyner et al[1999])。その後小麦は製粉所に販売され る(注11)。農家・民間取引業者と農業協同組合 は PBDAC へ小麦を売り渡す以外にも直接 国営製粉所と取引するケースもある。それは 農業協同組合が GASC のエージェントとな っている場合であり,取引額の約1~3%を 手数料として受け取る (Tyner et al[1999])。 また,国営製粉会社がGASCのエージェン トとして農業協同組合や民間取引業者から直

接小麦を調達する場合もある。民間取引業者は農村レベルで活動しており、高値での買い取り、現金決済、少量買い取り、小麦輸送手段の提供など、PBDACよりも有利な条件を提示することによってバラディの流通に参入した(Mehanna、Hopkins and Abdelmaksoud [1994]。

バラディ製造用の小麦輸入に関してはGASCが直接行っている。輸入された小麦は,国内調達小麦と同様に国営製粉会社または契約民間製粉所に販売される。

2. 製粉部門

製粉部門は(1)農村製粉所,(2)国営製粉会社,(3)民間製粉所に大別できる。農村製粉所は全国に5000カ所以上あり,農村内で消費される小麦を,前述のように手数料を取って製粉している。ほとんどの農村製粉所は小規模で1日50トン以下の製粉能力である。また多くの農村製粉所では小麦以外にトウモロコシなどの製粉も行っている(Kherallah et al[2000])。

国営製粉会社は1992年以降に制度改革が実施された。これは小麦流通自由化に合わせてというよりも、1991年から始まったERSAPに沿っての改革であった。ERSAP以前の国営製粉部門は七つの製粉会社が貯蔵・製粉・製パン公社(Public Company for Silos, Mills, and Bakeries: PCSMB)の傘下にあったが、1992年にPCSMBは持ち株会社化されHCSMB(Holding Company for Silos, Mills, and Bakeries)となった。翌1993年にHCSMBは精米プラント持ち株会社(Holding Company for Rice Mills)と合併して精米・製粉プラント持ち株会社(Holding Company for Rice and Wheat

Mills: HCRWM)となった。その際に7社の 製粉会社のうち5社は HCRWM の傘下に入 ったが,残りの2社は食品工業持ち株会社 (Holding Company for Food Industries: HCFI) の傘下となった(注12)。その後1999年に HCR WM は解体され傘下の会社は HCFI 傘下に 移った。その結果,1993年以前と同様に,7 社全ての国営製粉会社が一つの持ち株会社 (HCFI) の傘下に入ることとなった (Poulin and Abdel-Latif [2002]。この間, 国営製粉会社 の民営化も進められ,1998年時点で7社中3 社は株式の過半(61%)が,4社は約40%が 民間保有となったが,実質的な経営権は依然 として持ち株会社が握っている(注13)。また7社 の製粉会社は合計131カ所の製粉所を保有し ており,そのうち112製粉所でバラディを,19 製粉所でフィーノを製造している(Kherallah et al[2000])。バラディ製造については , 持 ち株会社や製粉会社が小麦の購買や販売を自 ら決定できるわけではなく, GASC の指示に 従って行動している。各製粉所は日々の運営 に関して,製粉会社は各製粉所での製粉能力 と設備投資計画について権限を持つ。一方, フィーノ製造では持ち株会社の監督下で各国 営製粉会社が調達・製造・販売の決定をして いる。しかしながら国営のため自らの判断で 雇用調整は実施できず,過剰労働力が問題と なっている (Poulin and Abdel-Latif [2002])。

フィーノを製造する民間製粉所は1997年に8施設が稼働を始めてから毎年増加し,2001年時点で30施設,計310万トンの製粉能力となった。通常,民間製粉所は自ら小麦輸入を行っているが,それは前述のように,輸入小麦の国内取引が認められていないため国内でフィーノ製造用の小麦を調達できないからで

ある。民間製粉所では,国営製粉会社が価格で競争しているのに対し,品質・サービスなど非価格競争で差別化を図っている(Poulin and Abdel-Latif [2002])。また GASC との契約に基づいてバラディを製造する民間製造所は2001年時点でカイロ圏を中心に33施設ある。そのほとんどは1日の製粉能力が100トン以下の小規模な製粉所で,旧技術の石臼を使って製粉している。

3.販売所・ベーカリー

補助金付き小麦粉であるバラディは公認の 販売所またはベーカリーで販売される。いず れもほとんどが民間所有であるが,その経営 は政府(GASC)の統制下にある。店舗数は, 2001年時点で販売所が農村地域を中心に2万 47店,ベーカリーが都市部を中心に1万973 店ある。販売所・ベーカリーが購入できるバ ラディの量は店舗ごとに決められているが, 価格は一律であり販売所は1トン500ポンド で,ベーカリーは1トン290ポンドで製粉所 から購入する(注14)。その後,販売所では1ト ン当たりに換算すると550~600ポンドになる 価格でバラディを,ベーカリーでは1枚0.05 ポンドでバラディから作ったパンを販売する こととされている(注15)。ベーカリーは販売手 数料としてパン1000枚につき 1 ポンドを受け 取る。これらの価格は1991年以来変わってい ない。販売所とベーカリーへのバラディ配分 割合は,1997年時点では約3:7とベーカリ -への配分が多くなっており,ベーカリーの 集中している都市部にバラディが多く供給さ れている(注16)。

フィーノの販売は自由であり,小麦粉やパ

ンとして消費者向けに販売する以外にもパスタなどを作る食品加工工場などにも販売される。市場での競争は激しく,多くの製粉会社は最終消費者向け販売以外にもスーパーマーケットや食品加工工場など大口需要先との長期契約によって経営の安定化を目指している(Tyner et al[1999])。

食糧補助政策の変遷

1. 導入・拡大期

現在の食糧補助制度の原型は1941年に実施 された物資割当まで遡ることができる。エジ プト政府は第二次世界大戦によるインフレと 物資不足を補うため、すべての国民を対象と して、砂糖、灯油、ガソリン、お茶などを安 価に供給するための割当制を実施した(Aliand Adams [1996], Ahmed et al [2001] 。 その後 も小麦を含む食糧補助制度は,住宅,エネル ギー,教育などの補助制度とともに消費者厚 生政策の一環として拡充していった。基礎物 資の安定供給,なかでもバラディの安定的供 給はエジプト政府と国民(特に都市部住民) との間の社会契約と見なされるようになった (Gutner [1999])。また1960年代半ばには一 部物資の割当のための配給カード制度も導入 された。とはいえ,当時は食糧補助金が政府 予算に占める割合は小さく,食糧補助制度の 主な役割は基礎食糧の安定的な供給にあった。

食糧補助金の支出は1970年代に拡大した。 サダト政権下(1970~81年)で食糧補助制度 の対象品目は徐々に増加し,1980年までに米, トウモロコシ,豆類,冷凍魚など18品目に上 った(注17)。それらの多くは配給カードの保有者が割当量に従って安価に購入できる制度であったが,国民の90%以上が配給カードを保有しており,実質的に全国民を対象にした食糧補助制度であった(Ali and Adams [1996])。その結果,食糧補助への政府支出額は1970年度の4180万ポンド(全政府支出の0 2%)から1980年度には11億ポンド(同16 9%)へと増加した。

小麦への補助金が増加したのも1970年代であった。前述のように1960年代から小麦の自給率が徐々に低下するなかで、1人当たり小麦消費量は1960年の約80キログラムから1980年には約177キログラムへと増加した。この増加の要因として、補助金によって小麦粉が相対的に安価であったこと、割当量がなく無制限に購入できたことなどがある(Rowntree [1993]。第1表は1970年代以降の小麦粉・パンへの補助金支出の推移を見たものである。そこから分かるように1973年を境に小麦粉・パンへの補助金額が急増している。それは小麦の国際価格が急騰したにもかかわらず、エジプト政府は国内の小麦粉価格を維持する政策を続けたためである(Korayem [2001]。

小麦などの食糧輸入代金には海外借り入れ も利用されていたため,1970年代半ばまでに 対外債務が膨らみ,1976年にエジプト政府は IMFとスタンドバイ協定締結のための債務 削減・経済改革プログラムについて交渉を行 うこととなった(注18)。エジプト政府と IMF は政府支出を縮小するために補助金支出を削 減することで合意し,経済改革パッケージの 一環としてエジプト政府は翌1977年1月17日 に補助金対象品目の一部であったフィーノ, 米,お茶,ガソリンなどの値上げを発表し

第1表 食糧補助金の推移

(単位:100万エジプトポンド 名目値)

		,			
	小麦粉・パン	合計食糧 補助金 ¹⁾	合計食糧補助金 に占める小麦粉 ・パンの割合	政府支出に占め る食糧補助金の 割合	
1970/71	20 .9	41 8	50 .0	0 2	
1972	15 .1	41 9	36 D	0.7	
1973	79 .D	136 2	58 D	5 5	
1974	216 .0	393 2	54 9	16 5	
1975	260 9	423 .7	a 16	16 9	
1976	171 .6	281 <i>A</i>	61 D	9.8	
1977	149 .1	343 2	43 <i>A</i>	10 9	
1978	222 &	452 <i>A</i>	49 2	11 9	
1979	588 3	996 &	59 D	16 2	
1980/81	511 D	1 ,094 3	46 .7	16 9	
1981/82	807 .1	1 ,828 .D	44 2	19 5	
1982/83	758 .O	1 ,707 .D	44 4	14 3	
1983/84	861 5	2 ,009 .0	42 9	16 &	
1984/85	614 .7	2 <i>4</i> 46 D	25 .1	18 <i>A</i>	
1985/86	448 .7	1 ,982 .D	22 .6	12 3	
1986/87	289 &	1 ,671 .D	17 3	10 .6	
1987/88	235 .6	1 ,341 .0	17 .6	6.8	
1988/89	543 3	1 ,995 .D	27 2	9 2	
1989/90	615 <i>A</i>	1 ,747 .D	35 2	7 .1	
1990/91	1 ,255 .D	2 A00 D	52 3	7 <i>A</i>	
1991/92	1 ,057 .D	2 <i>4</i> 82 D	42 .6	5.0	
1992/93	1 ,308 .0	2 A50 D	53 .4	5 5	
1993/94	1 A24 D	2 <i>4</i> 86 D	57.3	5 3	
1994/95	1 <i>4</i> 86 .0	2 A92 D	59 .6	5 4	
1995/96	1 ,848 .1	0, 890, 8	59 .7	6.0	
1996/97	2 ,273 ,D	Q 866, E	62 D	6 5	
	1		1	<u> </u>	

(注)1) 食糧補助金対象品目は小麦粉・パン以外にトウモロコシ,食用油,砂糖,米,レンズマメ,鶏肉,冷凍魚,冷凍肉が含まれる。また合計には国営食品会社の損失を含む。

(出所) Adams [2003: 110]。

た(注19)。すると翌18日に値上げに不満を持った民衆による暴動がカイロやアレキサンドリアで勃発,その後19日までに全国各地に飛び火し政府庁舎や警察署などが襲撃された。秩序回復のために1952年以来初めて軍が動員されたが暴動は収まらず,結局政府は値上げ発表を撤回せざるを得なくなった。

食糧補助制度は,暴動鎮圧のための値上げ

撤回のみならず補助対象品目の拡充や補助割合の増加なども実施されたため、その後一層拡大した。またそれまで都市部のみで配給されていたバラディを農村部にも広げたため小麦輸入費用が増加した。食糧を含む物資補助制度の拡充は貧困層のセーフティネットとしてのみならず、社会公正を実現する手段と認識されるようになったのである(Sadowski

[1991])(注20)。サダト大統領にとって政府と国民との間の社会契約は,基礎物資の安定供給だけでなく,補助対象品目の拡大などによって社会公正を実現させることであった。しかしながらその結果として食糧補助金の支出額も一層増加した(第1表参照)。

2. 削減期

食糧補助制度は1980年代初めまでに持続不可能なほど拡大していた。そのためムバラク政権下(1981年~)で再び補助金の削減が意図された。しかしながら大々的な補助金削減政策(食糧価格の切り上げ)は再び暴動を引き起こす恐れがあったため,漸進的な削減策が採用された。その具体的な内容は,配給シ

第2表 配給カード保持者数の推移

(出所) Korayem [2001: 75]。

ステムの統制強化,現金支給による補償,「ひそかな」改革の三つに大別できる (Sadowski [1991])。

配給システムの改善では、1981年に配給カードを2種類(完全補助対象の青色カードと一部補助の赤色カード)に分け、所得によって補助割合が異なることになった(注21)。カードによる価格の違いは50%であり、例えば補助金付き砂糖1キログラムは青色カード保有者には0.75ポンドで販売された。しかしながら第2表から分かるように、1990年代半ばに至るまで配給カード保有者の95%以上が青色カード保有者であり、色分けによる効果は限られたものだった。配給カードの色分けと同時に配給カード保有者名簿の改定も行われ(1981年およ

び1994年),海外在住者と死亡者は名簿から削除された。 また1989年以降は新生児の名簿への登録を中止している(Ali and Adams [1996], Korayem [2001])。これらの措置によって配給カード保有者の割合は徐々に減少している(第2表参照)。

現金支給による補償とは, 計画段階ではすべての補助金 を廃止する代わりに直接低所 得者層に現金を支給し,価格 上昇分を補うというものであった。また低所得者層への現 金支給に加え,都市部では公 共部門労働者へのボーナス支 給による価格上昇分の補償, 農村部では農村銀行を通じて の補償も検討された。高所得者層はこれらの 補償措置から除外されるため,高所得者層が 享受している分の補助金が節約でき,また社 会公正上も受け入れられると考えられたので ある(Sadowski [1991])。しかしながら実際 にすべての補助金を廃止することは困難であ り,結局1987年に一部補助対象品目の価格を 切り上げ,それに対する補償措置として公共 部門で20%の賃金切り上げが実施されるにと どまった(注22)。現金補償による補助金撤廃は 実現可能性に乏しく,抜本的な補助金削減策 にはなり得なかった。

補助金削減のための「ひそかな」改革とは、 国民が価格上昇による困難を実感しないよう に,漸進的に静かに補助金削減を進めるとい うものである。バラディの価格改定がその代 表例である。バラディは第1表からも分かる ように,食糧補助金の中で大きな割合を占め ており財政の負担となっていたが,同時に最 も重要な基礎食糧である。そのため国民はバ ラディの価格に敏感であり,価格改定には慎 重を要した。バラディで作ったパン (バラデ ィ・パン) はそれまで一種類のみで1枚0.01 ポンドで販売されていたが,1981年にそれま でのものに加えて,高品質で1枚0.02ポンド の新しいバラディ・パンの販売を始めた。そ の後,徐々に0.01ポンドのバラディ・パンの 製造を減少させると同時に品質も落とし,消 費者が新バラディ・パンを選好するように誘 導した。その結果,1985年に0.01ポンドのバ ラディ・パンが市場から消えたとき, それま でにほとんどの消費者が新バラディ・パンの 購入に切り替えていたので,大きな混乱もな く実質的な値上げが達成された。直接的な値 上げ以外にも,1986年以降にはパンの大きさ

を徐々に小さくするなどの方法による実質的な値上げも行われた。それまで1枚当たり169グラムだったのが1986年から徐々に小さくなり135グラムまで削られた。その後も1988年には品質向上という名目で小麦含有量が20%削られた。バラディ以外の補助対象品でも同様の方法によって補助金の削減が実施された(注23)。

以上のようないくつかの政策を組み合わせることによって,補助金削減において不完全ではあったが所得階層別の対応を可能とした。すなわち,配給システムの改善は補助制度からの高所得者層の除外,現金補償は中間層向けの緩衝材,「ひそかな」改革は特に貧困層の衝撃緩和であった(Sadowski [1991])。これら政策によって補助制度が抜本的に改革されたわけではなかったが,政府支出に占める食糧補助金の割合は1980年代後半には10%を切る水準まで低下するなど,補助金削減は進展したといえる(第1表参照)(注24)。

3. 経済改革期以降

程補助制度改革が行われた。それまでの価格切り上げや配給対象の制限に加え,1990年代に入ると補助対象食糧の絞り込みが実施された(第3図参照)。1990年代には価格切り上げが頻繁になされると共に補助対象品目も削られ,現在では食糧補助金の対象はバラディ(小麦粉とパン),砂糖,食用油のみになっている(注25 [注26]。その結果,1990年代後半には政府支出に占める食糧補助金の割合は5~6%で推移している(第1表参照)。

食糧補助制度は,現在までに財政的な面で

の負担は軽減され,目下の課題として,いか に補助制度を必要とする層(のみ)を対象に するかというターゲティングと,流通過程で の漏洩防止という二つの効率性が焦点となっ ている(注27)。食糧補助制度は,前述のように 全国民に対して安定的に食糧供給を行うこと を目的として導入されたという経緯があるた め,特定層(貧困層)だけを対象とするよう な制度設計がなされていない。そのため現在 でもバラディは誰もが無制限に購入できる。 フィーノに比べ品質の劣るバラディは結果的 に低所得者層による購入が多くなるという分 析もあるが,1997年の全国規模の家計調査で は特定の所得階層だけバラディの消費量が多 いという傾向は見られなかった(Gutner [1999])。一方,1981年の配給カード導入以 来,補助金付きの砂糖と食用油に関しては明 確に対象を限定する制度となった。しかしな がら実際にはカードの色分けによる補助割合 の区別は不完全であり,また近年のカード保 有者割合の低下は新生児の登録停止によるも のであることなど、必ずしも貧困層重視の補助制度とはなっていない。第3表は支出階層別に補助金付き食糧による受益を示したものである。この表から現在補助金対象になっている食糧のいずれについても、絶対額で見ると支出階層による受益額の違いはほとんどないことが分かる。すなわち現在の食糧補助制度は所得の多寡とは関係なく利用されていると言えるだろう。

流通過程での漏洩防止とは,バラディのフィーノへの流用や補助金付き食糧の横流しといった,食糧補助制度からの漏れを防ぐことである。砂糖と食用油はもちろんのこと,バラディも精製してフィーノとして市場で販売すれば高価格になるため漏洩が発生する(注28)。流通過程でどのくらい漏洩するかを正確に知ることは困難であるが,1997年の家計調査によって推計された消費量と政府供給量との差から推定した分析によれば,全国平均でバラディ・パン11 8%,バラディ小麦粉27 8%,砂糖19 6%,食用油15 4%が流通段階で失わ

81/82 82/83 83/84 84/85 85/86 86/87 87/88 88/89 89/90 90/91 91/92 92/93 93/94 94/95 95/96

パラディ(82%小麦粉)
シャーミー(76%小麦粉)
砂糖(割当分)
砂糖(割当分)
食用油(割当分)
食用油(割当外)
米(割当分)
米(割当分)
お茶(割当分)
お茶(割当分)

第3図 食糧補助金対象品目の推移(1981~96年)

価格改定(切り上げ)

|補助廃止

(出所) Ali and Adams [1996:1781](一部修正)。

第3表 補助金付き食糧による受益(1人当たり月額,1997年調査)

1人当たり支出の5分位数(1=低)

(単位:エジプトポンド)

	1	2	3	4	5	平均
バラディ・パン	4 .14	3 58	3 .92	3 .84	4 .08	3.91
バラディ小麦粉	0 41	0 .70	0 .62	03. 0	0 45	0.56
砂糖	0 59	0 .65	0 .63	0 .64	0 .70	0.64
食用油	0.31	0 34	0 34	0.35	0.39	0.35
合計	5 <i>4</i> 5	5 27	5 51	5 <i>4</i> 3	5 .62	5.46
1 人当たり全支出	77 <i>4</i> 4	102 .16	126 <i>.</i> 74	180 .07	356 .18	178.97
全支出に占める補助金付き食糧の割合	7 .0%	5 2%	4 3%	3 .0%	1 .6%	3.1%

(出所) Ahmed et al.[2001:46]

れた (Ahmed et al[2001])。対策として,特に漏洩割合が大きいバラディ小麦粉では,フィーノへの精製を防ぐためトウモロコシ粉を混ぜるという方法が都市部で行われている(注29)。

小麦流通制度と食糧補助制度

前節までで小麦流通制度と小麦を含む食糧補助制度について,その成り立ちと変遷についてまとめた。本節では小麦流通制度の実態を,食糧補助制度との関連に注目しながら考察する。

小麦流通に政府が介入するのは,前述のように第二次世界大戦などに伴う小麦不足がきっかけであった。政府は最も重要な基礎食糧である小麦の安定供給のために生産・流通過程の統制に乗り出したのである。政府は生産拡大政策と同時に,消費者が安定的に安価な小麦を購入できるよう価格補助を実施したが、そのために流通過程への介入が必要であった。戦後も政府主導による経済運営の下で小麦は戦略物資として政府による安定供給が不可欠となり,食糧補助制度と流通システムへの政府関与は続いた。特に1960~70年代前半は社

会主義経済制度が採用され政府による流通システムの統制が一般化した。また安価で食糧 を供給することも政府の責務となり食糧補助 制度も拡大した。

強制力を伴う流通システムと均衡価格より も安価で小麦を供給する食糧補助制度は,小 麦市場に「歪み」をもたらしていたが,1980 年頃までにその歪みが持続不可能になった。 政府の流通過程支配に伴う自由な小麦販売市 場の欠如は小麦生産のインセンティブを低下 させ,また食糧補助制度の拡大による財政負 担の増大は対外債務の増加をもたらした。政 府が小麦市場を統制することで安定的に安価 な小麦を供給するという目的は、その副作用 ともいうべき生産停滞と財政負担によって改 革が不可避になったのである。しかしながら 1977年の食糧価格切り上げ発表に端を発した 暴動に見られるように急激な改革は政治的に 困難であり、流通・補助制度改革は順調には 進まなかった。とはいえ財政的に持続不可能 な制度を存続させることは不可能なため,制 度の受益者の不満が沸点に達しないように漸 進的な改革が模索された。

改革はまず流通制度で実施された。生産インセンティブを高めるために1976年に供出を

義務から任意とするなどの変更が行われたが, 小麦粉・パンの価格は補助金によって安価に 抑えられており,また県を越えての小麦流通 が規制されていたため,流通過程に大きな変 化はなかった。小麦生産者にとっては,自家 消費以外には政府機関に売るか農村内で売る かの選択に変わりはなかったのである。その 後も農業政策の包括的な改革によって1987年 以降に生産面での自由化が進められたが,流 通面は食糧補助制度の改革が実現するまで大 きな状況変化はなかった。

一方,食糧補助制度は,前述のように1970 年代後半におけるサダト政権下での負担軽減 の試みは失敗し,その後一層拡大した。しか し1981年のムバラク政権発足直後から再び負 担軽減が模索された。当初数年間は実質的な 変化は見られなかったが,1980年代後半から 徐々に改革の効果が現れ政府支出に占める食 糧補助金の割合は低下した。その後1990年代 には補助対象品目が削減されるなど改革が進 展したが,小麦に関しても1980年代の2度の 価格切り上げ,1990年代のフィーノとシャー ミーへの補助金廃止と改革が実施された。た だし小麦は国内消費量の約半分が輸入のため、 国際価格の影響を受けやすいことや1991年の 為替レート減価(1ドル2ポンドから33ポン ド)などにより支出の絶対額は増加した(第 1表参照)。

小麦流通過程の実質的な変化はフィーノへの補助金が廃止されたことにより可能になった。フィーノが市場価格で販売されることになったため、民間業者による全国規模の流通過程への参入余地が開けた。またERSAP下での経済自由化政策に沿ってフィーノ小麦流通が民間業者に開放された。その結果2001年

時点でフィーノ製粉の約60%は民間部門によって行われている。とはいえ,現状の調達制度・方法の規制によって,現在でも小麦流通市場は三つに分断されている(第2図参照)。すなわち,自家消費を含む農村内での小規模な自主流通,食糧補助制度に沿った政府機関中心のバラディ用の流通,1992年以降に可能となったフィーノ用の流通である。これら三つの流通市場が分断されているのは,政府によるバラディ流通の統制維持と,フィーノ用小麦の国内売買禁止のためである。

では,現在において小麦流通市場を分断化 する効果はあるだろうか。小麦の生産・供出 が自由化された現在では,バラディ向けの小 麦調達を確実にするために小麦流通市場を分 断化する効果は小さいと考えられる。買い取 り価格が低く設定され小麦生産の収益率が低 い場合, 生産者は他の冬作物に転換するか小 麦生産を自家消費・農村内販売分に限るなど して政府機関への小麦販売を減少させるため, 政府は買い取り価格を人為的に低く抑えて必 要量の小麦を調達することは困難である(注30)。 国内で小麦を調達するには競争的な価格を提 示しなければならず,流通市場を断片化して も小麦は確保できない。またフィーノ向け小 麦の国内取引規制に関しても同様で、小麦の 生産・供出が自由化された現在では,国産小 麦がフィーノ製造用に利用できないからとい ってバラディ用の調達増加には結びつかない。 以上のように考えると,現在の小麦流通市場 の分断化は意図的なものというよりも改革前 の流通制度に拘束されたものであると言える だろう。

小麦流通を効率性の観点から考えるならば, 小麦流通市場を分断化するよりも統合して民 間部門の自由な活動を認める方が望ましいこ とは明らかである。フィーノ市場の自由化後 10年が経った現在のエジプトでは,多くの民 間流通業者が活動しており小麦流通を担うア クターは存在する。 製粉会社についても,前 述のように1990年代以降は国有企業の民営化 が進められると同時に新たな民間製粉所が建 設され競争的な状況にある。集荷から製粉、 販売までのあらゆる段階に民間アクターがい る現在では,バラディへの補助金を維持する としても,バラディ向け小麦の調達・製粉は 入札などによって最も経済的な民間業者に委 託することで効率化が期待できる。フィーノ 向け小麦市場についても,国内での調達・取 引を自由化することで新たな民間企業の参入 や合理化など一層の効率化が期待できる。ま た流通市場の自由化は生産者にとっても販売 先の拡大に繋がるため,一層の小麦生産の拡 大も期待できる。

一方,小麦は価格変動の大きい農産物であ るため,政府は生産者保護や食糧の安全保障 といった効率性以外の問題への対処が求めら れる。特にエジプトは国内供給量の約半分が 輸入のため、国際価格の動向にも影響を受け やすい。生産者保護に関しては,現在は政府 機関が事前に買い取り価格を提示することで 生産者のリスクを軽減しているが,流通自由 化によって PBDAC などの政府機関が直接 小麦を集荷しなくなった場合, 価格下落時の 生産者への補償制度など新たな生産リスク軽 減制度の導入が必要となるであろう。また市 場に出回る小麦粉・パンの過半数を占めるバ ラディは食糧の安全保障にとって最も重要な 食糧であり,他の食糧以上に安定的な供給が 重視されている。入札などで民間業者が小麦 流通の全般を担うことになっても,政府は流通業者の分散や実施過程のモニタリングなど 安定的な供給を確保するために監視体制を強化する必要もでてくるだろう。

1960年代までに構築された政府機関を中心とする現在の小麦流通制度は,食糧補助制度が対象とするターゲットの変化や経済自由化などにより制度疲労に陥っていると言えるだろう。過去数十年にわたり運用されてきた流通システムを急激に変えることは容易ではなく,また前述のように流通の効率性以外の検討事項についての調整も必要であるが,現在は今後の自由化時代に合わせた効率性を主眼においた流通制度に移行する時期に来ていると言えるだろう。エジプトは小麦流通の一部自由化10年の成果を基に,効率的な小麦流通システムのための新たな制度設計を模索する時期にさしかかっているのである。

おわりに

本稿では、エジプトの小麦流通構造と食糧補助制度について、その関連性に注目しながら変遷と実態を考察した。政府は小麦の安定供給のために流通過程に介入し、また価格コントロールのために食糧補助制度を確立したのであるが、その後小麦など基礎食糧の安定的な供給は政府と国民との社会契約とみなされるようになった。その後も政府による小麦流通過程の統制と食糧補助制度は補完的に機能したが、1980年頃までに財政的に持続不可能となり改革が不可欠になった。持続不可能なまでに食糧補助制度が膨張したのは、補助対象品目の拡大と安価での供給のためであっ

た。小麦粉は誰もが無制限に安価で購入でき た。政府と国民の社会契約の内容は,基礎食 糧の安定供給から主要食糧の安価で安定的な 供給へと拡大したと言える。1980年代以降の 改革は「ひそかに」進められ、現在までに食 糧補助金の負担軽減と (限定的ではあるが) 小麦流通市場への民間参入が実現された。政 府と国民との社会契約は,低所得者層への基 礎食糧の安価な供給へと対象が変化しつつあ ると言えるだろう。以上のように,時代によ って小麦供給に関する政府と国民との社会契 約の内容は変化してきたと言えるだろう。そ こには政治的な動機や社会的な要因があった と思われる。それらについての検討も必要で あろうが,小麦流通システムについては,社 会契約の変化に伴った制度改革は部分的なも のであった。

現在の小麦流通市場は小麦粉の種類によっ て三つに分断されており,フィーノ向け流通 市場では民間企業と国営企業が混在している。 この状況は漸進的な規制緩和によって出現し たものであり,意図的に形成されたわけでは ない。 つまり現在, 小麦流通構造は変革期に あると言えるだろう。今後の自由化の進展は, さらなる民間流通業者の参入・退出や非効率 的な国営企業の経営不振などを顕著なものと し,小麦流通の安定性を揺るがすような様々 な問題を発生させることも予想される。しか しながら、今後を担う新たな小麦流通制度を 機能させるには、政府は効率化を目的とする 一貫した改革の実施と、それに伴い一時的に 発生するであろう混乱や摩擦を調整する能力 が求められている。

エジプトにおいて1980年代後半以降に実施された一連の経済改革のなかでも小麦部門は

もっとも早く自由化が始まった。小麦部門自 由化の成否は今後のエジプト経済改革全体の 行方にとっても重要な意味を持つのである。

- (注1) 供出量は作付け単位面積当たりで決められ,一般に生産量の25~40%が供出割当量になった(Cuddihy [1980])。
- (注2) 農業金融機関としては,それまでは農業協同組合の影響が強い General Organization for Agricultural and Cooperative Credit (GOACC) があったが,1976年の再編によってPBDAC と名称が変更され,農業省直轄になるとともに唯一の公的農業信用供与を行う機関となった(Adams and Kamel [1996])。
- (注3) 実際には供出義務は同年に一度復活したが 翌年に再び任意とされた(Cuddihy [1980])。
- (注4) 国内生産量は農業改革後に飛躍的に増加した。農業改革期以前の1982~86年の平均生産量は 約193万トンだったが,農業改革後の1987~91年の 平均生産量は約350万トンになった。
- (注5) しかしながら1996年にフィーノは輸入小麦 のみから製造することとされ,国内での調達は禁 止された(Kherallah et al[2000])。
- (注6) 製粉会社の約80%が国営企業であり,残り も政府認可の特殊な民間製粉所であった(Kherallah et al[2000])。
- (注7) バラディをフィーノに精製して販売することを防ぐため,1993年に各製粉所はバラディかフィーノのどちらか一方の製粉のみに特化することとされた。
- (注8) 民間製粉所は1997年末までに9施設が稼働を始めた。その後2001年までに30施設に増加した (Kherallah et al[2000], Poulin and Abdel-Latif [2002])。
- (注9) GASC の責任範囲は,バラディ製造用小麦の調達から製粉所への輸送,製粉料の決定,製粉所の監督,販売所・ベーカリーへの販売とバラディ流通の全般にわたっている(Poulin and Abdel-Latif [2002])。
- (注10) 支払いは PBDAC 内の GASC 口座から行われる。 すなわち決済を済ませた時点で GASC が小

麦の所有者となる。

- (注11) 販売価格は製粉所の所有形態,採用技術などによって異なる。1997年の平均販売価格は1トン当たり約446ポンドであった。これは同年の調達価格である1トン当たり640ポンドを下回る価格であった(Tyner et al[1999], Kherallah et al[2000])。
- (注12) HCRWM 傘下の製粉会社は、アレキサンドリア製粉会社、中西部デルタ製粉会社、東デルタ製粉会社、南カイロ製粉会社、上エジプト製粉会社の5社であり、HCFI傘下の製粉会社は、北カイロ製粉会社と中部エジプト製粉会社の2社であった(Poulin and Abdel-Latif [2002])。
- (注13) 株式の61%が民間保有になったのは,東デルタ製粉会社,中西部デルタ製粉会社,上エジプト製粉会社の3社である(Kherallah et al[2000])。
- (注14) 製粉所はベーカリーにバラディを販売した場合, GASC から 1 トン当たり210ポンドが支給されるので,製粉所はどこに販売しても 1 トン当たり500ポンドの収入になる。
- (注15) パン1枚はバラディ100グラムから作ること と定められている。したがってバラディ1トンか ら1万枚のパン(500ポンド相当)ができる。
- (注16) 上エジプト地域は例外で,販売所に約7割 のバラディが販売されている。
- (注17) 補助対象の18品目とは、パン(バラディ、シャーミー、フィーノ)、小麦粉、トウモロコシ、砂糖、米、お茶、食用油、豆、レンズマメ、マカロニ、コーヒー、ごま、バター類、輸入チーズ、冷凍肉、冷凍魚、卵、鶏肉(Adams [2003]、Gutner [1999])。
- (注18) エジプトの対外債務は1977年で57億ドル (GNPの42%)になっていた(Adams [2003])。
- (注19) 値上げ対象には,バラディ,砂糖,食用油 などの基礎食糧品は含まれていなかった。
- (注20) 門戸開放(1974年)による市場経済制度の 導入などによって、「持たざる層」は社会格差を意 識することとなったため、その緩和策が基礎物資 補助制度であったと考えられる。
- (注21) 青色カードは,公務員,公企業労働者,10 フェダン(42ヘクタール)以下の農地所有者,年 2000ポンド以下の所得者が対象となった(Korayem [2001])。

- (注22) この時期,エジプト政府はパリクラブにおいて債務返済の繰り延べ承認を得るために IMF と経済政策について合意する必要があった。そのため IMF の勧告に沿ってエネルギー価格の切り上げや,たばこ,砂糖などの補助削減を実施した(Sadowski [1991])。
- (注23) たばこやガソリンなどでも安価な種類の供給を徐々に削減し,高価格なもので代替する方法が取られた。
- (注24) 補助金削減の実施にあたっては暴動など社会不安の再燃が懸念されたが,実際に1984年(基礎品目の価格切り上げ発表)と1988年(教育援助の中止発表)には小規模な暴動が発生した。
- (注25) 第3図から分かるように米への補助金は1992/93年に,お茶は1994/95年までに補助金対象から外れた。それ以外に冷凍肉は1990/91年,冷凍魚は1991/92年に補助対象外になった。
- (注26) バラディ(小麦粉とパン)は全ての国民が 無制限に購入でき,砂糖と食用油は配給カードに よって購入価格・量に割当がある。
- (注27) 現在では世界銀行,IMFなどの国際機関もエジプトの食糧補助制度に対して廃止や価格切り上げなどの改革は要求しておらず,補助制度の効率化というエジプト政府の方針を支持している(Gutner [1999])。
- (注28) バラディをフィーノに精製して販売すると 100キログラム当たり50~70ポンド高く販売できる (Poulin and Abdel-Latif [2002])。
- (注29) この試みは1996年に始まり、バラディ小麦 粉とトウモロコシ粉を8:2の割合で混ぜ合わせる (Poulin and Abdel-Latif [2002])。
- (注30) 小麦以外の主な冬作物には,飼料用のクロ ーバー,豆類,大麦,野菜がある。いずれの作物 も生産・販売は自由である。

〔参考文献〕

Adams, Dale W. and Ali Kamel [1996] "Financial Reforms and Rural Credit: The PBDACs Evolving Role, "Lehman B. Fletcher ed., Egypt's Agriculture in a Reform Era, Iowa: Iowa State University Press.

- Adams, Richard H., Jr. [2003] "The Political Economy and Distributional Impact of the Egyptian Food Subsidy System," Hans Lofgren ed., Food, Agriculture, and Economic Policy in the Middle East and North Africa, Volume 5, Amsterdam: Elsevier Science Ltd.
- Ahmed, Akhter U., Howarth E. Bouis, Tamar Gutner and Hans Lofgren [2001] "The Egyptian Food Subsidy System: Structure, Performance, and Options for Reform," Research Report 119, Washington, D. C.: International Food Policy Research Institute.
- Ali, Sonia M. and Richard H. Adams, Jr. [1996] "The Egyptian Food Subsidy System: Operation and Effects on Income Distribution," World Development, Vol. 24, No. 11, pp. 1777-1791.
- Craig, G. M. [1993] *The Agriculture of Egypt*, Oxford: Oxford University Press.
- Cuddihy, William [1980] *Agricultural Price Management in Egypt*, World Bank Staff Working Paper No. 388, Washington, D. C.: World Bank.
- Gutner, Tammi [1999] " The Political Economy of Food Subsidy Reform in Egypt, "FCND Discussion Paper No. 77, Washington, D. C.: International Food Policy Research Institute.
- Kherallah, Mylene, Hans Lofgren, Peter Gruhn and Meyra M. Reeder [2000] Wheat Policy Reform in Egypt: Adjustment of Local Markets and Options for Future Reforms, Research Report 115, Washington, D. C.: International Food Policy Research Institute.
- Korayem, Karima [2001] " The Impact of Food Sub-

- sidy Policy on Low Income People and the Poor in Egypt, "Gouda Abdel-Khalek and Karima Korayem, *Fiscal Policy Measures in Egypt: Public Debt and Food Subsidy*, Cairo Papers in Social Science Vol. 23, No. 1, Cairo: The American University in Cairo Press.
- Mehanna, Sohair, Nicholas S. Hopkins and Bahgat Abdelmaksoud [1994] Farmers and Merchants: Background to Structural Adjustment in Egypt, Cairo Papers in Social Science Vol. 17 Monograph 2, Cairo: The American University in Cairo Press.
- Poulin, Roger J. and Abla M. Abdel-Latif [2002]

 Changes in the Structure, Conduct and Performance
 of the Wheat Subsector in Egypt since 1997, MVE
 Unit APRP, Impact Assessment Report No. 21,
 Cairo: Abt Association Inc.
- Rowntree, J. [1993] "Marketing Channels and Price
 Determination for Agricultural Commodities,"
 G. M. Craig ed., *The Agriculture of Egypt*, Oxford:
 Oxford University Press.
- Sadowski, Yahya M.[1991] Political Vegetables?: Businessman and Bureaucrat in the Development of Egyptian Agriculture, Washington, D. C.: The Brookings Institution.
- Tyner, Wallace, B. Adair Morse, M. Ragaa El Amir, Adel Mostafa and Sherin Sherif[1999] Wheat Subsector Baseline Study, MVE Unit - APRP, Impact Assessment Report No. 6, Cairo: Abt Association Inc.

(つちや いちき/地域研究センター 中東研究グループ)